

第38回総会議案書

2018年4月22日 発行

名古屋市学童保育連絡協議会

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7-308

電話052-872-1972 FAX 052-308-3324

Email:info@gakudou-nagoya.org

HP <http://gakudou.kodomo.co/>

【基調提案】学童保育をめぐる現状

働く保護者にとって、学童保育所はなくてはならないものになっています。

少子化で子どもは減っていますが、学童保育の利用人数も学童保育所の総数も毎年増加しています。一方で、いまだに学童保育がない小学校区があるなど、学童保育を必要とする子どもの生活環境や発達保障が最優先される前に、自治体の財政で左右される施策になっているのが学童保育の現状といえます。

学童保育は2017年5月1日現在、全国学童保育連絡協議会の調査で1,741市区町村に29,287か所、入所している子どもの人数は114万8,318人です。

愛知県では、同じく2017年5月1日現在、愛知学童保育連絡協議会の調査で54市町村970小学校に対し、1,089か所（1,414支援の単位）となり、入所している子どもの人数は52,299人で、5万人を越え小学生全員（414,767人）の内12.6%が学童保育に入所していることになりました。

名古屋市も、219か所（220支援の単位）7,431人と過去最高になっていますが、48か所のトワイライトルームを含んでおり民営（留守家庭児童育成会。以下同じ）は165か所です。民営は、2002年と2003年に183か所あった時から比べると18か所も減っています。この減少は、トワイライトスクールの影響が大きく2013年には164か所まで減少しました（学童保育の役割は終わったという意識等による）。しかし、学童保育とトワイライトスクールの役割が違うということが市民の意識に広がってきたこともあり、2014年度以降少しずつ民営が増えています。一方で閉所するところも毎年数か所あり、箇所数としては大きくは増えていません。

学童保育は箇所数、利用人数、関わる職員数すべてが国・愛知県では増え続けているにもかかわらず、最低基準も財政基盤を持っていない制度でした。

2015年度より「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。省令で「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が出され、名古屋市でも「名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が制定されました。

また、国を中心に予算が近年毎年増額（2015年度は2014年度の1.5倍の575億円。2017年度は2016年度より150億円多い725億円＜年収約320万円の常勤者配置の予算化による＞。）されていること、2015年度より名古屋市は国の施策を当年度執行していることの両面があり、名古屋市の学童保育予算は年々大きく増えています。

しかし、課題は多く残ったままであり、それだけでなく新たな課題も加わりました。

学童保育の課題としての1つは、学童保育指導員に関する課題です。開設時間に常時複数配置することからおこる学童保育指導員の確保は難しくなっています。そして、資格者を必ず1人配置しなくてはいけなくなったこともあり、ながく働くことができる環境を確保するために良い待遇を保障することです。名古屋市の学童保育は、全国的に見て高い保育料で学童保育指導員を常勤化してきました。しかし、待遇面では企業等と比較すると大学卒業者が就きたい職業にはなり得ていません。処遇改善事業を使って、賃金を上げている学童保育が多くなったものの、昇給による学童保育指導員のモチベーション確保等も必要なことを考えると将来的な不安がぬぐい去れません。

このことは、現状の運営方法や全国的に見ても高い名古屋の保育料を今後どうするかにも繋がっています。

2つ目は、名古屋市では学童保育を設置する土地もしくは施設（家）を保護者が中心になって確保しなければいけないことです。

全国的にみれば、学校敷地内学童保育専用施設、余裕教室（空き教室）利用、校舎内学童保育専用施設が毎年増加しているのは、少子化で余裕教室ができてきたこととともに、放課後子どもプランおよび放課後子ども総合プランにより学校利用が増加したことが理由です。名古屋市では、トワイライトスクール・トワイライトルームが学校施設を利用していることや、民営の長い歴史からも、学校施設を利用することは大変難しい状況にありますので、名古屋独自の確保方法を確立することが大きな課題です。2017年の都市公園法改定を受け名古屋市が都市公園利用を提案したことは、画期的なことであり、今後の学童保育所の設置場所確保への布石になることは間違いないことと考えます。

考えておかなければいけない課題は、「子ども・子育て支援新制度」が始まったことにより、「補助金の増額」、「対象の拡大（おおむね10歳から小学6年生へ拡大）」等施策が拡充され企業が参入しやすくなったことです。すでに、利益を追求する企業参入が始まった自治体（愛知県外）では、学童保育を行う企業が利益を追求することで「保育の公的責任の後退」、「子育て・保育の商品化」、「職員の人件費削減」がすすむという問題がおこっています。公的責任を持った学童保育施策の拡充が進むことを考えなくてはならない時期にもなっています。

子どもの生活を主体にした「学童保育」は、どういうものなのか。今後はどうあればよいのか。おとなの要望をかなえると言っている「学習」「習い事」「送り迎えの付加価値」を主体にした「学童保育」は子どもにとってどうなのか。そして学童保育指導員が働き続けられる仕事と保障はどうあればよいのかを学童保育に関わる私たちが考え、名古屋が培ってきた学童保育を、今後も拡充させ、財政をともなった法制化を目指して、共にがんばっていきましょう。